

「工事の施工時期の平準化」及び 「適正な工期の確保」について

R3.7.1 部長会議資料
財政部契約課

1

長野市公契約等基本条例の概要

目的 (第1条)

公契約等に関し、基本理念を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公契約等の公正性、競争性及び透明性を高め、市民への良好な公共サービスの提供を確保するとともに、労働者等の労働環境の向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民が幸福で安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現に寄与すること。

対象 (第2条)

「公契約等」(定義)：
①本市が発注する全ての契約
②公の施設の管理に関する指定管理の協定
(①及び②に関わる下請負者等との契約を含む)

基本理念 (第3条)

- 1 契約の公正性・競争性・透明性の向上
- 2 適正な履行及び品質の確保
- 3 市内事業者の受注機会の確保
- 4 労働者等の賃金その他の労働環境の向上
- 5 地域における労働者等の確保・育成
- 6 環境の保全、人権への配慮など事業者の社会的価値の向上
- 7 談合その他の不正行為の排除の徹底

構成

長野市

市の責務 (第4条)

- ・適正な入札及び契約の締結
- ・**適切な履行期間、計画的発注**、適切な予定価格の設定
- ・市内事業者に対する発注

通報、公表等 (第10条から第13条)

- 下請契約等、労働環境の報告、労働者等からの申出の内容について
- ・確認の必要があるときは、報告・資料の提出要求、質問
 - ・法令違反の疑いがある場合は、関係機関への通報
 - ・労働環境の改善に関することや報告の拒否・虚偽については是正要求
 - ・是正要求に応じないときは、指名停止・公表(弁明の機会は確保)

検証 (第14条)

- ・毎年度、この条例の施行の状況の検証を実施
- ・必要があると認めるとき、学識経験のある者、事業者、関係団体の代表者等と市との協議の場を設置

受注者等

受注者 (第2条) 長野市と公契約を締結する者

下請負者等 (第2条) 名称に関わらず公契約に係る業務の一部を行う者

受注者等の責務 (第5条)

- ・賃金その他労働環境の向上
- ・適正な価格での入札
- ・下請負者として市内事業者の選定
- ・市内事業者からの資材調達
- ・地域における労働者等の確保・育成
- ・条例の内容の周知

下請契約等 (第6条)

- ・双方の対等合意による適正な契約(変更契約に伴う内容の反映を含む)
- ・労働環境の向上について受注者による下請負者等への指導等

労働環境の報告 (第7条)

- ◎対象 ◆建設工事 1億円以上
◆業務委託 1千万円以上
◆指定管理協定 1億円以上
- ◎対象者 受注者、下請負者等(下請負者等は、自社の報告書を作成し、受注者を通して市へ提出)
- ◎主な項目 労働時間、保険加入状況、安全衛生、賃金(公契約等に従事する労働者の最低額)など

労働者等 (第2条) 公契約等に係る業務に従事する者

労働者等からの申出 (第8条)

- ・労働環境に法令違反等の疑いがある場合など、市長への申出
- ◎対象契約 金額に関らずすべての公契約等

不利益取扱の禁止 (第9条) 労働者等の申出を理由とする受注者等による不利益取扱の禁止

施行 令和3年4月1日施行(同日以降に公告を行った公契約等に適用)

経過措置 第7条から第13条までの規定は、令和3年10月1日以降に締結した公契約等に適用

新・担い手三法の規定

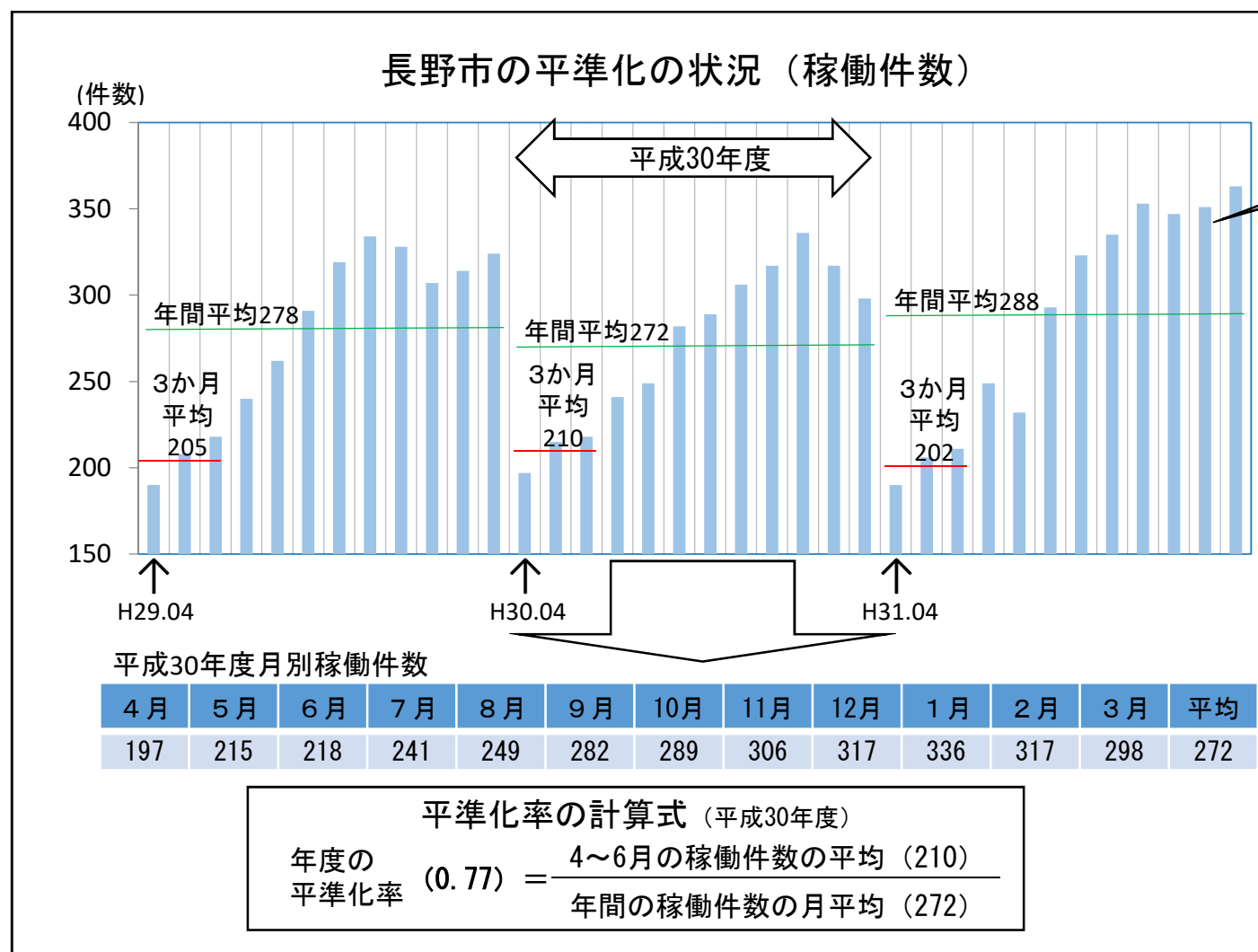
- 品確法（公共工事の品質の確保の促進に関する法律（R元. 6. 14施行））
発注者の責務として、
 - ・ 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
 - ・ 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- 入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（R元. 9. 1施行））
 - ・ 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と**施工時期の平準化**のための措置を講じることを努力義務化 ほか
- 建設業法（R2. 10. 1施行）
 - ・ 著しく短い工期の禁止 ほか

長野市公契約等基本条例

- 第4条「市の責務」第2号
適正な履行及び品質を確保するため、適切な履行の期間を定めつつ、計画的に公契約を発注する。

0市債の活用

閑散期（4～6月）の工事量を確保するため、前年度中に契約し翌年度当初から、すぐに着工することを可能とする0市債を積極的に活用する。
本年12月補正予算から対応予定。



H30平準化率（参考）

	率
長野市	0.77
全国市町村平均	0.55
長野県市町村平均	0.62

※令和6年度 国の平準化目標 0.9

(1) 早期の繰越手続の実施

- ・年度内完了が難しいと見込まれる場合には、早い時期（9月又は12月）に繰越明許手続を実施し、年度をまたいだ適正工期を確保する。

(2) 1年未満の工事における債務負担行為の設定

- ・年度後半に発注する計画の工事などで、年度内に適正工期を確保できない場合は、工期が1年に満たない場合も、当初予算において債務負担行為を設定する。

(3) フレックス工期契約制度の導入

- ・受注者による工事開始日や施工時期の選択が可能になることから、受注者が人材や資材の調整を行いやすくなり、工事の円滑な施工が見込まれる。

その他平準化、適正工期の取組み

- ・発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、年度の早い時期に速やかに発注手続を行う【実施中（拡大）】
- ・概算数量発注方式を活用し、4月から6月の早期発注を増加する【実施中（拡大）】
- ・発注見通しの公表【実施中（継続）】

「施工時期の平準化」及び「適正工期の確保」の主な取組スケジュール

	〇市債の活用 (R3年度中に契約)	早期の繰越手続 (R3年度中に契約 又は変更契約)	1年未満の工事における 債務負担行為の設定 (R4年度中に契約)	フレックス工期 契約制度の導入 (R4年度試行)
9月補正予算関係		6月29日 補正予算通知 (7月19日 締切り) 9月 議会承認 (繰越明許費)		
12月補正予算関係	10月 通知 12月 議会承認 (債務負担行為の 設定)	10月 通知 12月 議会承認 (繰越明許費)		
R4当初予算関係	3月 議会承認 (予算額の確保)		3月 議会承認 (債務負担行為の 設定)	3月 議会承認 (予算額の確保)